

観光振興に関する提言

地域の観光産業振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光立国の実現に向け、観光産業の生産性向上・高付加価値化、観光資源の磨き上げなど、都市自治体等が積極的に取り組めるよう、支援の充実を図ること。
2. 旅行者に対する受入環境整備等
 - (1) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。
 - (2) 観光施設等における多言語対応や無料W i - F i等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。
 - (3) インバウンド需要の更なる拡大が期待される中、その需要を確実に取り込むため、空港及び港湾への支援を充実するとともに、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線やクルーズ船の誘致などインバウンド受入環境の整備に対する支援を強化すること。

あわせて、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けて、都市自治体に取り組むマナー啓発等に対し必要な支援を行うこと。
 - (4) デジタル技術を活用したM I C Eの開催に必要な通信環境整備等に対する支援を行うこと。
3. 地域の観光業に関わる事業者の資金繰り等、経営の安定化に向けた支援策を講じること。

また、観光産業は人手不足が顕著となっていることから、人材確保や育成等に係る支援など必要な対策を講じること。
4. 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物、自然景観、歴史まちづくりなど地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

5. 都市自治体のサイクルツーリズムを通じた観光客誘致の取組を支援すること。
6. 被災した観光施設の早期復旧を図るとともに、災害に伴う風評被害対策を講じたうえで、観光需要喚起策に取り組むこと。